

新しい時代に対応する府立高等学校教育の
改革並びに高等学校入学者選抜方法の在り方
について (答申)

平成7年4月17日

大阪府学校教育審議会

平成7年4月17日

大阪府教育委員会

委員長 熊谷信昭 殿

大阪府学校教育審議会会長

同 高等学校教育分科会会長

金子照基

新しい時代に対応する府立高等学校教育の改革並びに高等学校
入学者選抜方法の在り方について (答 申)

本審議会は、大阪府教育委員会から「新しい時代に対応する府立高等学校教育の改革並びに高等学校入学者選抜方法の在り方について」諮問を受け、平成5年5月以来、高等学校教育分科会において慎重な審議を行った結果、次のような結論を得たので答申します。

目 次

はじめに	1
I 府立高等学校教育の改革	3
1 教育委員会に求められる施策	4
(1) 総合学科	4
(2) 単位制高等学校	7
(3) 定時制の課程	7
2 各学校に期待される方策	9
(1) 普通科等の特色づくり	9
(2) 学校間連携	10
(3) 高等学校以外でのさまざまな学習成果の単位認定	11
II 高等学校入学者選抜方法の改善	13
(1) 評定の区分と調査書の記載事項	14
(2) 調査書と学力検査の比重	15
(3) 受験機会の複数化	16
(4) 推薦入試	17
(5) 定時制の課程における入学者選抜	17

参考資料

- 資料1 府内公立中学校卒業生数（実績及び推計）の動向
- 資料2 全日制・定時制・通信制の各課程の志願状況の推移
- 資料3 平成6年度全日制の課程入学者選抜における募集人員の割合
- 資料4 総合学科について
- 資料5 平成6年度総合学科設置校の状況
- 資料6 大阪府学校教育審議会高等学校教育分科会委員
- 資料7 中間まとめ（平成6年6月6日）

はじめに

平成5年5月、大阪府教育委員会は、本審議会に対して「新しい時代に対応する府立高等学校教育の改革並びに高等学校入学者選抜方法の在り方について」諮問した。本審議会はこの諮問を受けて、高等学校教育分科会を設置し、当分科会に高等学校教育改革を主として審議する第1部会と、高等学校入学者選抜方法を主として審議する第2部会を設けた。

本分科会は、平成6年6月に、それまで審議した基本的な諸問題について「中間まとめ」を報告した。そのまとめにおいては、我が国の高等学校教育の動向について、概略次のように述べている。

- ① 戦後半世紀の間に高等学校教育は急速な量的拡大を遂げるとともに、興味・関心、進路、適性等さまざまな面において、高等学校に在学する生徒が極めて多様になってきたこと。
- ② 高学歴指向の高まりとともに、受験競争が過熱し、知識の教え込みや偏差値偏重の教育の弊害が明らかとなり、生徒一人一人の個性の伸長、創造力・思考力・表現力の育成という教育の本来的な機能がともすれば軽視されてきたこと。
- ③ このような状況を踏まえ、国においては、さまざまな教育改革が進められており、その改革の基本理念として、臨時教育審議会答申では、「個性重視の原則」、「生涯学習体系への移行」、「変化への対応」、第14期中央教育審議会答申では、「量的拡大から質的充実へ」、「形式的平等から実質的平等へ」、「偏差値偏重から個性尊重・人間性重視へ」が提言されていること。

さらに、本審議会の中間まとめにおいては、府立高等学校の現状等について分析を行うとともに、その課題と今後の在り方及び入学者選抜方法の改善について審議経過を報告したところである。

その後、本分科会は、府立高等学校教育の改革として、総合学科、単位制高等学校、定時制の課程、特色づくり、学校間連携、高等学校以外でのさまざまな学習成果の単位認定について、及び高等学校入学者選抜方法の改善として、評定の区分と調査書の記載、調査書と学力検査の比重、受験機会の複数化、推薦入試、定時制の課程における入学者選抜について、引き続き慎重に審議を重ね、このたび次のような結論を得た。

I 府立高等学校教育の改革

現在、学校教育においては、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに、生徒の生き方・考え方が多様化している実情を踏まえ、生徒一人一人の興味・関心等に基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸ばさせ、生涯にわたって継続して学習する意欲や態度を育成することが求められている。

このような観点から、国においては、中学校の進路指導に当たり、業者テストの廃止や偏差値による指導の改善を打ち出しており、本府においても、中学生が興味・関心、進路、適性等に基づき適切に学校選択ができるよう、高校の特色づくりや多様化が進められなければならない。

府立高等学校の現状については、中間まとめにおいて詳述したところであるが、今後、高等学校教育の改革を進めるに当たっては、府立高等学校の生徒数が大幅に減少していく状況を考慮しなければならない。

府内公立中学校卒業生数は、昭和62年に約14万8千人とピークに達し、その後減少に転じ、平成7年には10万人を下回り、平成15年頃にはピーク時の約半分の7万4千人程度になると予測される。学校規模については、府立高等学校普通科の学校規模の平均値をとると、平成元年度に学級定員48人で約35学級であったものが、平成7年度には学級定員40人で約27学級となり、

「第5次公立高等学校学級編制及び教職員配置改善計画」の終了する平成10年度には学級定員40人の23学級程度になると予想される。

本分科会においては、これまで量的な拡大に追われていた学校教育にとって、学校規模の縮小は教育の質的充実を図る絶好の機会であると捉え、国が制度化した諸改革のうち、教育委員会が実施すべき施策として、新しいタイプの学校である総合学科及び単位制高等学校、さらに、各学校に期待される方策として学校間連携及び高等学校以外での学習成果の単位認定制度につい

て検討を行った。また、従来からの課題である普通科等の特色づくり及び定時制の課程の在り方についても審議を深めた。

1 教育委員会に求められる施策

(1) 総合学科

総合学科は、将来の職業選択を視野に入れて自己の進路への自覚を深めさせる観点から、普通教育と専門教育を総合的に行う新たな学科であり、幅広く選択科目を開設し、生徒の主体的な選択や実践的・体験的な学習を重視し、生徒の多様な興味・関心、進路、適性等に対応して柔軟な教育を行うことができるよう制度化されたものである。

国においては、この学科を高等学校教育の改革の中心的役割を担うものとして位置づけ、適切に設置することによって、高等学校に対する、いわゆる偏差値を尺度とする一般的な序列意識が解消される契機となることを期待し、各都道府県に対し、学区に少なくとも1校を開設することが望ましいとしている。

また、大幅な選択科目や職業科目の設置を可能とするよう、教職員定数の加配措置や産業教育振興法の適用による施設・設備の助成等の配慮が講じられている。

内容としては、情報、国際協力、環境科学、福祉サービス等の系列として13の選択科目群が例示されているが、地域の実態に応じその他適切な系列をつくることも可能となっている。生徒は自らの興味・関心、進路、適性等に応じ、それぞれの系列を一つのガイドラインとして科目を履修することとなるが、系列を越えた選択もできるようになっている。

他府県の設置状況をみると、普通科と職業科の両方が設置されている学校に総合学科を設置したり、複数の科を持つ職業高校に新しい系列や選択科目を加えるなどして、まとめて一つの総合学科として設置しているところが多い。教育課程については、生徒が目的意識を持って卒業後

の進学や就職に対応できるよう工夫されており、それぞれの地域の特色を生かした多様でユニークな選択科目が設けられている。

本府においては、次の理念を踏まえるとともに、それぞれの地域性を生かし、系列に特色を持たせた大阪にふさわしい総合学科を適切に設置することを検討することが望ましい。

- ① 情報発信や流通の拠点としての大阪を支え、情報及び情報手段を主体的に選択し活用できる人材の育成を目指す。
- ② 我が国の文化と伝統を理解するとともに、豊かな国際感覚を身につけた人材の育成を目指す。
- ③ 深刻化する地球規模の環境問題をグローバルな視点に立って、身近な問題として考えることができる人材の育成を目指す。
- ④ 看護や福祉関係の知識及び技術をもち、高齢化社会に対応できる人材の育成を目指す。

それらの理念に対応した系列としては、次のようなものが考えられる。

① 情報系列

コンピュータについて、基礎的・基本的な知識と技術を習得し、情報を活用することのできる能力の育成を図る。

② 国際協力系列

自国の文化と伝統を理解するとともに、国際社会、特に、開発途上国の現状と問題点を認識し、国際交流を図り、国際協力に貢献しようとする意欲とコミュニケーション能力を育む。

③ 環境科学系列

環境問題を正しく理解し、環境保全に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、よりよい環境の創造に取り組む能力を育てる。

④ 福祉サービス系列

福祉サービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、児

童福祉や高齢者福祉に貢献する態度を育成する。

以上のほかにも、大阪における芸術文化の向上に寄与する芸術系列や、現代社会における人間の心理と行動を学ぶ人間関係系列、地域の特色を生かした独自の系列等が考えられる。

これらの系列の組み合わせについて、具体的に例示すれば、次のような総合学科が考えられる。

① 情報系列を主とし生産流通系列等を置く総合学科

情報やバイオテクノロジー等のハイテク技術や流通関係の学習を充実する。

② 国際協力系列を主としライフ・サイエンス系列等を置く総合学科

国際交流を推進するとともに、自然・科学・健康に係わる学習を充実する。

③ 環境科学系列を主としマリーナ系列等を特色とする総合学科

よりよい環境の創造を目指して環境関係や海洋関係等の学習を充実する。

④ 福祉サービス系列を主とし地域開発系列等を特色とする総合学科

福祉・人権・文化を軸に地域との連携を深めた学習を充実する。

なお、総合学科の設置に際しては、地域との連携を図り、本府の各地域が有する歴史、文化、産業、地域振興等に係わるストックを有効に活用することや、府民のニーズ、地域の諸条件を勘案しながら、適切に配置することが望ましい。

将来的には、発達した情報機器を活用し、総合学科を設置した学校と他の府立学校や地域とのネットワーク化を進め、総合学科の教育内容を各学校の学習活動に資するとともに、府民の生涯学習に活用していくことも考える必要がある。

総合学科の運営に当たっては、小人数編成による講座開設を可能とし

たり、特定の優れた専門的知識・技能を持つ社会人講師を積極的に活用することや、生徒の幅広い選択を可能とするために教育課程をコンピュータによって管理するなど、教職員の配置や施設・設備の整備についての特段の配慮が求められる。

なお、当面の進路のみではなく自己の生き方に係わる職業観を養い、主体的に科目を選択し学習計画を立てる能力や態度を身に付けるため、入学年次に全員が履修することとなる「産業社会と人間」の内容を工夫することが必要である。

また、総合学科の趣旨、特色等について、生徒や保護者及び中学校教職員の理解を得るよう、早い時期から広報・啓発に努める必要がある。

(2) 単位制高等学校

単位制高等学校は、昭和63年に定時制・通信制教育の一環として、多様化した生徒の実態を踏まえ、学習者の希望、学習歴、生活環境等に応じて容易に高等学校の教育を受けられるようにするという生涯学習の観点から、学年ごとの進級認定を行わず、修得した単位の累積加算により卒業資格の認定を行う新しいタイプの高等学校として制度化されたものである。

このような単位制高等学校は、各県において設置されてきたところであるが、平成5年、単位制による総合学科及び全日制単位制高等学校が制度化されたことから、生徒の個性に応じた進路選択を図るため、多様な科目を設け、学年制を取り払った全日制的課程普通科の単位制高等学校を設置している県もある。

本府においても、今後、全日制的課程普通科の単位制高等学校を設置することについて、検討する必要がある。

(3) 定時制の課程

定時制の課程は、勤労青少年に後期中等教育を保障する教育機関とし

て設置されたものであるが、中間まとめに詳述したようにその現状は大きく変化している。現状においては、定時制の課程の高等学校が小規模化したことにより、学習歴や生活環境の異なる生徒一人一人を大切にするという点では効果は上がっているが、多様な教育課程の編成や集団で実施することが望ましい授業・特別活動においては支障を来たしている。

本審議会においても、昭和58年に大阪府教育委員会から「今後の府立高等学校定時制の課程の在り方について」諮問を受け、充実した高等学校教育の実現を図るためには、志願者数や地理的条件を勘案しながら、学校の適正規模・適正配置を考える必要があると昭和59年に中間答申したところである。

本分科会の中間まとめで分析した定時制の課程の現状からすれば、上記中間答申における適正規模・適正配置の理念をもとに、交通の利便性等を考慮しながら、改革の検討を急ぐ必要がある。

教育委員会においては、平成7年度に府立桃谷高等学校に昼間定時制の課程の設置を決定するなど、魅力ある定時制高等学校づくりに努力しているところである。さらに、定時制教育を魅力あるものにするためには、生徒の学力向上はもとより、職業能力を開発・伸長させることに重点を置くなどの工夫が必要である。また、普通科目と職業科目を単位制で幅広く選択できるシステムを取り入れた総合制の学校としたり、後述する学校間連携の導入により、単位を学校間で互換できるようにすることが望ましい。

また、高齢化社会の到来、週休2日制の定着等による余暇の拡大、雇用形態や就業構造の変化に伴うリカレント教育への期待等から、生涯学習のニーズが一層高まることも予想されるので、生涯学習の観点から、聴講制度を設け、希望する府民に再学習の機会を提供する開かれた学校

とすることも必要である。

なお、現在、一部の定時制高等学校で行っている通信制の課程との併修制度については、今後とも拡充を図る必要がある。

2 各学校に期待される方策

(1) 普通科等の特色づくり

府立高等学校においては、一部に総合的な選択制を取り入れたり、多様なコースを設置するなど、学習者の立場に立って工夫をこらしている学校も現れている。

教育委員会においては、普通科のコースについて、職業選択に関する教育や個性を伸長させる教育を充実させる観点から「職業・技能に係わるコース」、地域の特色を生かす観点から「地域の歴史や文化に係わるコース」、時代や社会の変化に対応する観点から「情報化や国際化に対応したコース」等の設置を進めてきたところである。

また、平成元年に改訂された学習指導要領の趣旨に沿って、各学校においては、選択幅の拡大を図るべく、教育課程編成に工夫をこらす努力をしているが、各学校が特色ある個性を創造しようとしている姿が外から見て明らかでない状況にある。

今後は、現在求められている国の入学者選抜方法の改善の基本方向、即ち、中学生が進路選択をするに当たって、自己の個性に応じた学校選択を行うことを促進するといった趣旨に沿って、各学区における普通科高等学校がそれぞれに特色を持つという観点から、ニーズの高いコースを地域的にバランス良く配置するとともに、各学校がさらに学習指導要領の趣旨に則り多様化を進めていく必要がある。なお、コースの設置に当たっては、専門学科に準じる程度に専門教科・科目を履修させるなど、専門性を高めた教育課程を工夫することも必要である。

また、工業科等の専門学科においても、機械科と電気科などの学科の

枠を越えた選択制の導入を図ったり、生徒の興味・関心に沿った多様な選択科目を開設するなど、専門学科の教育内容を時代のニーズに対応したものにすることが必要である。

教育委員会においては、普通科等における特色づくりが一層進むよう、教員配置や施設・設備等の条件整備に努めるとともに、教員研修等さまざまな機会を設けて、教員の意識と技能を高めることが望まれる。

(2) 学校間連携

学校間連携は、選択学習の機会を拡大する観点から、自校において生徒の多様な実態に対応した教科・科目の開設が困難な場合、他の高等学校と連携し、他校の教科・科目を受講する機会を与え、当該学習の成果を自校の教科・科目の単位として認める制度である。

この制度については、本審議会としては、平成元年に大阪府教育委員会から「21世紀の産業社会に対応する本府職業科高等学校の将来構想について」諮問を受け、平成5年の答申で導入を検討するよう提言したところである。学校間連携には、生徒の選択学習の機会を拡大できることや、連携校間の教職員・生徒間の相互理解が高まり、他校と接することにより自校の特徴に対する認識が深まること等の長所がある。今後、学科間、課程間において、積極的に推進する必要がある。

なお、学校間連携を企画するに当たっては、連携校間において、校長及び教職員の共通理解を十分に図り、両校生徒の実態や学習ニーズを十分把握するとともに、両校の教育計画を調整し、通学時間等についても生徒の学習に無理が生じないよう配慮する必要がある。

また、学校間連携は、あくまでも生徒が移動することを前提とした制度であるが、生徒の学習幅を拡大するといった趣旨からは、教員が現在の勤務校以外の高等学校へ出向いて授業を行うことも効果的と考えられる。

教育委員会においては、モデル校を設置し、各学校が実施しやすいように事例を積み重ね、学校間連携によって生じるであろう諸問題について指針を示す必要がある。

(3) 高等学校以外でのさまざまな学習成果の単位認定

平成5年3月の学校教育法施行規則の改正によって、高等学校以外でのさまざまな学習成果の単位認定に関連して定められた諸制度については、本府において次のとおり取扱うことが望ましい。

ア 専修学校における学習成果の単位認定

この制度は、学校間連携の活用を更に進め、高等学校において生徒の多様な実態に応じて選択履修の幅を拡大する方策の一つとして、専修学校の特色ある教育機能を活用しようとするものである。

この制度の活用にあたっては、高等学校と専修学校の連携のもとで高等学校の教育課程に位置づけられている科目を履修するものであり、単位認定にあたっては高等学校教育の主体性に十分留意しなければならない。また、実施に際しては、教育委員会において、条件整備に努めるとともに、指針を示し、関係者間で協議機関を設けるなど、十分な共通理解を図ることが不可欠である。

なお、この制度の府立高等学校への導入については、今後さらに検討する必要がある。

イ 技能審査の成果の単位認定

この制度は、生徒の学習意欲を高め、主体的、創造的な学習態度を育むとともに、優れた能力を一層伸長する観点から、職業資格付与の試験や実践的・技術的能力検定のための試験等、いわゆる技能審査について、その成果を高等学校の教科・科目の単位として認定するものである。

本府においても、一定の技能審査に合格したその成果を、当該技能

と係わりの深い高等学校の教科・科目の単位として認定することについて検討するとともに、教育委員会は、適切な技能審査の標準例や単位認定基準等を早急に定め、指針を示す必要がある。

この場合、単位認定の対象とする技能審査は、内容及び程度において高等学校学習指導要領に適合したものでなければならない。

現在、生徒は、日常的な学習の積み重ねの結果として、さまざまな技能審査に合格し資格を得ているが、進学や就職の際に当該資格等に対して相当の評価がなされており、各学校において、特に定時制の課程においては、本制度を積極的に活用することが望まれる。

Ⅱ 高等学校入学者選抜方法の改善

本府における入学者選抜方法の変遷についてみれば、国の通知を受け昭和42年以来、調査書の各教科の学習の記録及び学習の総評の評定は10段階となっており、調査書と学力検査の比重は概ね55：45となっている。さらに、昭和59年の国の通知の趣旨を踏まえ、受験機会の複数化及び専門学科の活性化を図る観点から、平成3年度には、3月の一般入学者選抜（以下、一般選抜という。）に先だて2月に実施する専門学科第一次入学者選抜（以下、専門一次という。）を導入し、学科の特色に応じて、学力検査における教科の配点や調査書における教科の評定の取扱いに傾斜を設けたり、実技検査を実施している。

また、普通科における合格者の男女比率について、男女とも各高等学校の募集人員の40%以上としている。

国際化の進展に対応し、コミュニケーション能力の育成を図る観点から、英語のヒアリングテストを全日制の課程の全学科において平成6年度から実施している。

このような近年の改善については、その趣旨も徐々に定着してきており、中学校の進路指導、高校入学後の学校生活、高校卒業後の進路等に一定の成果をあげつつある。

平成元年に改訂された学習指導要領の基本理念として、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成」がうたわれ、新しい学力観が示されるとともに、平成3年には、第14期中央教育審議会答申において、高等学校入学者選抜方法の改善が提言された。

また、平成5年、国の「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の第三次報告においては、偏差値偏重による受験競争の是正を図る観点から、高等学校における特色ある教育の展開、それに応じた多様な選抜方法の工夫、中

学校における個に応じた適切な学習指導と進路指導の実施の3点を基本方向として強調するとともに、高等学校入学者選抜の資料として観点別学習状況評価やボランティア活動等を積極的に導入するよう提言している。

今後、各高等学校の特色づくりにより、学校の個性化がさらに進み、中学生が各自の興味・関心、能力・適性等に応じて、学校を選択することが一層可能となることから、高等学校の入学者選抜においても、公平性を維持しながら生徒の個性を多面的に評価し得るよう、選抜方法を柔軟なものとする必要がある。

入学者選抜制度の改革に当たっては、中学校、高等学校の両者が長期間にわたって現行制度によってきたことに配慮して、一定の猶予期間を設け、中学校の生徒・保護者、教職員等に十分に周知する必要がある。

(1) 評定の区分と調査書の記載事項

ア 5段階評定について

本府の一般選抜においては、調査書の各教科の学習の記録及び学習の総評について、各中学校において、入学者選抜実施要項に定められた比率に従って、3年生の在籍生徒の上下各3%を評定10、評定1、各4%を評定9、評定2、各9%を評定8、評定3などとなるよう、10段階に配分している。一方、高等学校の学力検査については、各学校において、学力検査360点と中学校の調査書の音楽等実技4教科の評定40点とを合わせた400点満点の成績を上記の比率で10段階に配分している。この両方の評定を合計した20段階により合否判定を行っている。

このように、10段階評定については生徒の学力を細分化しているため、合否のボーダーゾーンに入る生徒数が限られ、学校の特色に合わせた多様な尺度を生かして選抜を行うことが困難である。また、各教科の評定がわずかな点数差で上下することとなり、点数重視の受験競争を助長することとなっている。

このような10段階評定の問題点を是正し、評定により区分される点数の幅を広げ、生徒の個性や学校の特色を生かした合否判定が可能となるよう、5段階への変更を検討することが望ましい。

イ 調査書の記載事項

平成6年度の入学者選抜における調査書の記載事項について、全国的にみると、学習への「関心・意欲・態度」を重視した観点別学習状況欄やボランティア活動等の教科外活動の欄を設けた県がある。また、その取扱いについては、入学者選抜において点数化している場合もあるが、ほとんどの場合、ボーダーゾーンにおける合否決定の参考資料としている。

本府においては、観点別学習状況やボランティア活動等の評価の取扱いについて、点数化して入試の資料とすることは、現状においては望ましくないと考える。教科外活動に加え、観点別学習状況やボランティア活動等を調査書中の総合所見欄に文章表現で詳述し、学校の裁量により、生徒の個性や学科の特色を生かした合否判定が可能となるよう工夫する必要がある。

(2) 調査書と学力検査の比重

本府の一般選抜全日制の課程においては、合否判定における調査書と学力検査の比重はほぼ55：45となっており、調査書の比重が少し高くなっている。

国においては、従前の選抜方法に加え、学校、学科の定員の一部について、学力検査のみの選抜を可能としているが、学力検査のみで入学者選抜を実施するとすれば、学力検査に必要な教科のみを重視する生徒が増加し、中学校における教育に重大な影響を及ぼすと予想されるので、慎重な対応が望ましい。

ア 一般選抜

調査書を重視した現在の本府の方法は、中学校教育に十分配慮したものであるが、今後、各高等学校の個性化が進むものと考えられるので、調査書と学力検査の比重を、例えば40～60%の幅の中で各高等学校が独自に選択できるよう、調査書と学力検査の比重を多様なものにしていくことについて検討していくことが望ましい。また、学力検査の各教科の配点について傾斜を設けることについても、併せて検討することが望まれる。

イ 専門一次

専門一次においては、学科の特性に応じて、学力検査における特定の教科について傾斜配点を実施するとともに、調査書における教科の評定の扱いに傾斜をつけるなど、調査書と学力検査の比重に変化を設けている。学科によっては、調査書と学力検査の比重をさらに多様化することについて、検討することが望ましい。

また、実技検査を実施する学科にあっては、学力検査、調査書、実技検査を合わせた総点に占める実技検査の比重は、学科によって異なるが、ほぼ10%から30%程度となっている。学科によっては、調査書、学力検査、実技検査の比重をさらに多様化することについて、検討することが望ましい。

(3) 受験機会の複数化

ア 専門一次

専門一次の募集人員は、平成6年度選抜においては、全日制の課程の全募集人員の約8%である。また、国際教養科、英語科、理数科等の最近設置した専門学科の専門一次における募集人員は約1.8%となっている。

本分科会は中間まとめにおいて、理数科の専門一次の募集人員の在り

方については、受験する生徒の心理的影響等に配慮して検討する必要があること、また、従来の職業教育に関する学科の募集人員の在り方については、中学校卒業者の受験機会の確保や進路希望の動向を踏まえ対応する必要があることを指摘したところである。

専門一次の募集人員の在り方については、中間まとめにおいて述べたところであるが、入学者選抜の実施結果の分析と合わせ検討することが望ましい。

イ 総合学科の選抜方法

今後検討される総合学科については、中学生が系列の特色に応じて総合学科設置校を自由に選択できるよう、通学区域を府内全域とするとともに、専門一次と同時期に募集することが望ましい。

ウ 普通科における受験機会の複数化

今後、体育コース、芸術コース、福祉コース等において、専門学科に準じる程度に専門教科・科目を設ける場合には、専門一次の形態で選抜し、生徒の学校選択の余地を拡大することが望ましい。

(4) 推薦入試

本府以外の都道府県においては、調査書、作文、面接を合否の判定資料として推薦入試を実施している。本府においては、入試の客観性・公平性に配慮して、専門学科において専門一次を実施した経緯も踏まえ、学力検査を実施しない推薦入試の導入については慎重な対応が望ましい。

なお、音楽科等、実技検査において特に専門的な特性が要求される学科においては、別途、生徒の特性を生かすことのできるような入学者選抜方法の在り方について、今後検討することが望まれる。

(5) 定時制の課程における入学者選抜

定時制の課程については、基礎的学力を身につけることや高等学校卒業資格を取得することを目標とする生徒のほか、生涯にわたって学習の意欲

をもつ高齢生徒も増加しており、志願者が多様化している。

したがって、定時制の課程の入学者選抜については、以下の点を踏まえ、検討する必要がある。

ア 学力検査問題について、基礎的学力を診断できる内容のものとして実施することが望ましい。

イ 現在、5教科で実施している学力検査の実施教科数については、生涯学習の観点から、いわゆる社会人が入学を希望することも多くなっていることにも配慮して、学力検査を一部作文に代えるなど、多様な入学者選抜方法を検討する必要がある。